

食都神戸ロゴマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 神戸市は、人口150万人を超える大都市でありながら自然豊かな農漁業地域であるとともに、明治開港以来交易により栄えてきた歴史から、洋菓子・パン・洋食・中華など、国際色豊かで多様な食文化が醸成されてきた。

このポテンシャルを活用し、地域の農漁業と関連した持続可能で神戸らしい新たな食ビジネスと食文化を育て、活かす戦略として「食都神戸」を掲げ、世界に誇る持続可能な都市の構築を進めており、都市地域で農に関わる仕組みをつくるアーバンファーマリング、神戸らしい新たな食の開発、地産地消を進めるファーマーズマーケットなど、市民の日常の中に農漁業をより身近に感じられる取組を行っている。

本要綱は、食都神戸ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し必要な事項を定めることにより、「食都神戸」の推進に寄与することを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの制式は以下のとおりとする。



(使用条件)

第3条 ロゴマークは、神戸の農漁業、食及び食文化の魅力の情報発信に資する範囲で営利・非営利を問わず使用することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は使用できない。

- (1)神戸の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- (2)自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3)法令もしくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (4)特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援もしくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- (5)「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第6条第1項に基づき、必要な

措置を講じるべきと市が判断したとき

(6)前各号に定めるもののほか、ロゴマークの使用が不相当であると市が認めるとき

(使用の手続)

第4条 ロゴマークを使用する者（以下、「使用者」という。）は、使用を開始する前に、ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、申請者の事業内容がわかる資料及びロゴマーク使用デザイン案を添付して市に提出し、承認を受けなければならない。また、ロゴマークのAIデータ貸与を希望する場合は、ロゴマークAIデータ貸与申請書（様式第5号）を併せて提出すること。

2 市は、前項の申請内容が適当と認められる場合に、ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）を使用者に送付する。

3 使用者は、ロゴマークの使用を開始してから30日以内に、ロゴマークの使用状況が分かる資料を添付し、ロゴマーク使用開始報告書（様式第3号）を市に提出しなければならない。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、申請した使用開始日から3年後の日が属する年度の3月末日までを限度とする。

2 申請した使用期間終了日を超えて継続使用する場合は、期間満了30日前までにロゴマーク使用期間延長申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けなければならない。

3 市は、前項の申請内容が適当と認められる場合に、ロゴマーク使用期間延長承認通知書（様式第7号）を使用者に送付する。

4 使用者がロゴマークの使用を終了した際は、終了から30日以内にロゴマーク使用終了報告書（様式第4号）を市に提出し、ロゴマークAIデータを借用していた場合は、使用期間終了日までに破棄しなければならない。なお、第三者に事業を承継する場合も同様とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用者は、承認された用途にのみロゴマークを使用し、別に定める食都神戸ロゴマーク使用に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を遵守しなければならない。

(使用の取消)

第7条 使用者が次の各号に該当する場合は、市はその承認を取り消すことができる。なお、この場合において使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(1)第3条第2項第1号から第6号に該当することが判明した場合

(2)解散その他の事由により活動実態がないことが判明した場合

(3)申請内容に虚偽が認められた場合

(4)その他、本要綱及びガイドラインに定める事項を遵守しなかった場合

2 市は、使用者のロゴマーク使用状況や申請内容が前項の内容に該当すると認める場合は、ロゴマークの使用承認を取り消し、ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第8号）を使用者に送付する。

(損害賠償)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用は無料とする。

(所管)

第10条 本要綱に関する事務は、経済観光局農水産課が所管する。

(補則)

第11条 本要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取り扱いについて判断しがたい事案が発生した場合は、市の指示に従うこと。

附則

本要綱は、令和4年2月1日から施行する。

食都神戸ロゴマーク 使用に関するガイドライン

令和4年2月1日決定

食都神戸ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用にあたり、著作権保護等のため、以下のとおり使用方法を定める。

▶基本的なルール

- ・ロゴマークは一体として使用するものとし、ロゴマークの一部のみを使用することや、部分的な入れ替え、縦横比率の変更などのデータ改変をしてはならない。
- ・ロゴマークの色は、指定された色（C:100% M:100% Y:60% K:10%）か白抜き以外に変更してはならない。
- ・ロゴマークの視認性、識別性を損ねてはならない。

▶最小サイズ

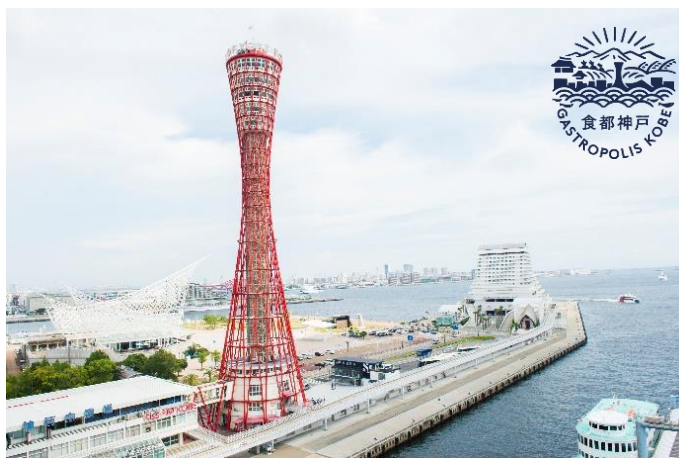
- ・「食都神戸」の可読性を重視して、ロゴマークは下図の寸法以上とすること。



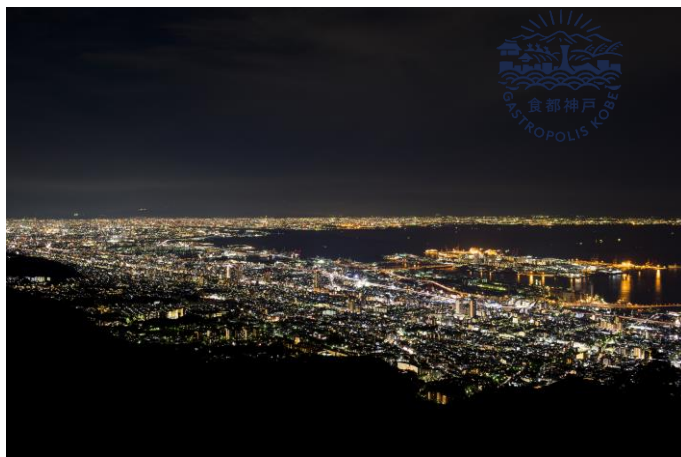
▶背景

- ・ロゴマークの視認性や識別性を著しく下げない範囲で、背景に写真等を使用することができる。

〔使用可能 例〕



〔使用不可 例〕



背景色が暗く視認できない

▶ロゴマークの配置、デザインなどの変更

【使用禁止例】

- ・文字やイラストを追加しない



- ・文字の書体や太さを変更しない



- ・縦横比を変更しない



- ・一部のみを使用しない



- ・指定色又は白抜き以外の色に変更しない



▶手続きの流れ

1. まずは事前に電話又は E-mail にて下記窓口までご相談ください。
2. ロゴマークを使いたい
 - (1)使用開始前に承認を得る必要があるため、以下の書類を提出してください。
 - ・ロゴマーク使用承認申請書（様式1号）
 - ・会社概要等申請者の事業内容がわかる資料
 - ・ロゴマーク使用デザイン案
 - ・ロゴマーク AI データ貸与申請書（様式5号） ※AI データを希望する場合のみ
 - (2)ロゴマークの使用が適当と認められた場合は、市から使用承認通知書を送付します。
AI データ貸与希望者は AI データを、それ以外の方は PDF を併せて送付します。
 - (3)商品発売やパッケージ公表などのロゴマーク使用開始日より 30 日以内に、以下の書類を提出してください。
 - ・ロゴマーク使用開始報告書（様式3号）
 - ・使用した商品や印刷物等の最終デザイン
3. ロゴマークの使用期間を延長したい
 - (1)期間終了 30 日前までに、以下の書類を提出してください。
 - ・ロゴマーク使用期間延長申請書（様式6号）
 - (2)ロゴマークの使用期間延長が適当と認められた場合は、市から使用期間延長承認通知書を送付します。
4. ロゴマークの使用を終了したら（該当商品の最終出荷後など）
 - (1)ロゴマーク使用終了後 30 日以内に、以下の書類を提出してください。
 - ・ロゴマーク使用終了報告書（様式4号）
 - (2)ロゴマーク AI データを使用していた場合は、保持していたデータを必ず破棄してください。

▶手続きの提出、お問合せなどの窓口

神戸市経済観光局農水産課 食都神戸担当

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 - 1 - 12 三宮ビル東館 3階

TEL：078-984-0380

E-mail：shokuto@office.city.kobe.lg.jp

各書類の提出方法

原則として E メールにて受け付けます。

郵送もしくは直接持参も可能です（平日 8：45～17：30、年末年始を除く）

使用者（法人・団体の場合は名称及び代表者名）

（名称）

（代表者名）

住所

ロゴマーク使用承認申請書

「食都神戸ロゴマークの使用に関する要綱」（以下、本要綱）第4条第1項に基づき、食都神戸ロゴマークの使用について、下記の通り申請します。

1. 使用目的
2. 使用形態
 - （1）使用物件
 - （2）規格
3. 製作数
4. 販売予定価格（販売する場合のみ記載）
5. 使用期間
令和 年 月 日 ～令和 年 月 日
（最長で3年後の日が属する年度の3月末日まで）
6. 連絡先（担当者氏名、電話番号、メールアドレス）

添付書類 ①申請者の事業内容がわかる資料（例：会社概要等）

②ロゴマーク使用デザイン案

※ロゴマークのAIデータ貸与を希望する場合はロゴマークAIデータ貸与申請書（様式第5号）を併せて提出してください

ロゴマーク使用にあたっては、本要綱及びガイドラインを遵守することに同意します。

（使用条件）

第3条 ロゴマークは、神戸の農漁業、食及び食文化の魅力の情報発信に資する範囲で営利・非営利を問わず使用することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合はロゴマークを使用できない。

- （1）神戸の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- （2）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- （3）法令もしくは公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- （4）特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援もしくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- （5）「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第6条第1項に基づき、必要な措置を講じるべきと市が判断したとき
- （6）前各号に定めるもののほか、ロゴマークの使用が不相当であると市が認めるとき

（使用の取消）

第7条 使用者が次の各号に該当する場合は、市はその承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

- （1）第3条第2項第1号から第6号に該当することが判明した場合
- （2）解散その他の事由により活動実態がないことが判明した場合
- （3）申請内容に虚偽が認められた場合
- （4）その他、本要綱及びガイドラインに定める事項を遵守しなかった場合

様式第2号

ロゴマーク使用承認通知書

神経農水第 号
令和 年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

様

神戸市経済観光局長

令和 年 月 日付をもって申請のあった食都神戸ロゴマーク使用承認申請について、「食都神戸ロゴマークの使用に関する要綱」第4条第2項の規定に基づき、次の条件を附し、使用を承認する。

使用にあたっては、本要綱及びガイドラインを遵守すること。

記

(使用条件)

使用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

使用用途

神戸市経済観光局長 宛

使用者（法人・団体の場合は名称及び代表者名）

（名称） _____

（代表者） _____

住所 _____

ロゴマーク使用開始報告書

「食都神戸ロゴマークの使用に関する要綱」第4条第3項に基づき、下記の通り報告します。

1. 使用目的

2. 写真

完成品・物件の写真を貼り付けて下さい。
もしくは、実物が分かる資料のデータを添付して下さい。

神戸市経済観光局長 宛

使用者（法人・団体の場合は名称及び代表者名）

（名称） _____

（代表者名） _____

住所 _____

ロゴマーク使用終了報告書

「食都神戸ロゴマークの使用に関する要綱」第5条第4項に基づき、下記の通り報告します。
（また、貸与を受けたロゴマークのAIデータについて破棄したことを報告します。）

1. 使用期間

令和 年 月 日 ～令和 年 月 日

2. 使用実績（ロゴマークを使用した商品の販売数や印刷部数など）

3. 使用による効果や反応・ご意見（任意）

神戸市経済観光局長 宛

使用者（法人・団体の場合は名称及び代表者名）

（名称） _____

（代表者名） _____

住 所 _____

ロゴマーク AI データ貸与申請書

「食都神戸ロゴマークの使用に関する要綱」第4条第1項に基づき、ロゴマークの AI データ貸与を希望しますので、下記の通り申請します。

1. 使用目的

2. 貸与希望期間

令和 年 月 日 ～令和 年 月 日

※期間が満了するまでに、貸与した AI データの破棄をお願いします。

3. 連絡先（担当者氏名、電話番号、メールアドレス）

神戸市経済観光局長 宛

使用者（法人・団体の場合は名称及び代表者名）

（名称） _____

（代表者名） _____

住所 _____

ロゴマーク使用期間延長申請書

「食都神戸ロゴマークの使用に関する要綱」第5条第2項に基づき、食都神戸ロゴマークの使用期間の延長について、下記の通り申請します。

1. 使用目的

2. 延長して使用する期間

令和 年 月 日 ～令和 年 月 日

3. 延長する理由

4. 連絡先（担当者氏名、電話番号、メールアドレス）

様式第7号

ロゴマーク使用期間延長承認通知書

神経農水第 号
令和 年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

様

神戸市経済観光局長

令和 年 月 日付をもって申請のあった食都神戸ロゴマーク使用期間延長承認申請について、「食都神戸ロゴマークの使用に関する要綱」第5条第3項の規定に基づき、次の条件を附し、使用期間の延長を承認する。

記

(使用条件)

使用期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

使用用途

様式第8号

ロゴマーク使用承認取消通知書

神経農水第 号
令和 年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

様

神戸市経済観光局長

令和 年 月 日付をもって申請のあった食都神戸ロゴマーク使用承認申請について、「食都神戸ロゴマークの使用に関する要綱」第7条第2項の規定に基づき、使用承認を取り消す。

記

(理由)